

【令和7年度9月補正予算に係る市長提案説明要旨】

(R7.9.2)

令和7年度伊丹市一般会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、令和6年度の決算剰余金、及び収益事業収入の一部について、公債管理基金への積立金として措置するほか、社会情勢の変化等に対応するため、令和6年度の決算剰余金、国庫支出金、収益事業収入等を主な財源といたしまして、所要の措置を講じようとするものであります。

その主なものを申し上げますと、子育て世帯の負担を軽減するため、令和8年2月・3月分の小学校給食費を無償化するほか、伊丹スポーツセンター体育館、緑ヶ丘体育館・武道館等の空調設備工事を実施するとともに、伊丹スポーツセンター体育館に多目的トイレを整備するための経費や、伊丹スポーツセンターの、今後の施設整備方針を策定するための耐震診断業務、及び工法検討業務に要する経費を措置しようとするものであります。

また、新型コロナウイルスワクチン定期接種の、被接種者の負担を軽減するための経費のほか、本市の理念や存在意義、いわゆるパーパスを策定し、市民の満足度や愛着度を高めるとともに、伊丹市のブランド価値を高めるための戦略を策定するための経費に加え、広報力の向上に必要となる、専門人材の活用などに要する経費を措置しようとするものであります。

そのほか、モーターボート競走事業会計からの繰入金を活用して、統合新病院の整備に係る、建設費用の継続的な高騰への準備として、財政調整基金に積み立てるほか、令和6年度に実施した、各事業の精算に伴う国庫支出金、及び県支出金の返還に要する経費等について、所要の措置を講じようとするものであります。

その結果、第1条、歳入歳出予算につきましては、それぞれ、20億4,772万6,000円を追加し、その総額を、948億9,908万2,000円としようとするものであります。

また、第2条の繰越明許費の補正では、体育施設整備事業に係る繰越明許費の追加措置を、第3条の債務負担行為の補正では、市政情報発信事業、ブランド戦略調査・

分析事業のほか、令和9年4月開園の民間認可保育所の整備費補助に伴う、債務負担行為の追加措置を、第4条の地方債の補正では、車両整備事業のほか、2事業の追加及び変更の措置を講じようとするものであります。

次に、令和7年度伊丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、本案は、令和6年度決算に伴い、決算剰余金を繰り越し、基金繰入金の減額、及び過年度保険給付費等交付金の精算返還金について、所要の措置を講じるものであります。

次に、令和7年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、本案は、令和6年度決算に伴い、決算剰余金を繰り越し、兵庫県後期高齢者医療広域連合への保険料納付金や、システム標準化・共通化に対応するための、システム整備に要する経費について、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和7年度伊丹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、本案は、令和6年度決算に伴い、決算剰余金の繰り越し、並びに介護サービス等諸費等に係る、国庫負担金等の精算返還金、及び介護給付費等準備基金への積立金に係る経費について、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和7年度伊丹市病院事業会計補正予算（第1号）についてありますが、本案は、統合再編基幹病院整備事業について、土壌汚染対策工事の実施による工期の見直し、継続的な労務費、及び資材費の高騰に伴い、継続費の増額措置を講じるとともに、令和7年度の工事請負費、工事監理委託料、及び企業債について、所要の措置を講じようとするものであります。